

第 1 編 損害保険契約に関する知識

学習のねらい

損害保険契約（保険約款）の基本的な仕組み・考え方について、保険法（契約法）の規定に照らして理解する。

※保険約款に規定される告知義務・通知義務等の意義・効果を深く理解することにより、告知受領等の各種契約手続きを適切に行うことができる。

第1章 保険契約の基礎

保険契約および保険約款の基本的な考え方と、法的な位置付けについて学習します。

第1節 保険契約

1. 保険契約とは

保険契約とは、保険会社が「保険事故が発生した場合に保険金を支払うこと」を約束し、保険契約者が「その対価として保険料を支払うこと」を約束する契約をいいます。

保険法では、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払いに限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約」（保険法第2条第1号）と定義されています。

保険契約では、多くの人々が加入する「保険制度」の健全な運営を確保するため、保険契約者や被保険者に対して様々な義務を課すなど、詳細な契約条項（保険約款）が定められています。

2. 保険契約の法的性質

保険契約には、次のような法的性質があります。

諾成契約性	保険契約は、保険者と保険契約者との間の合意によって成立する諾成契約です。
不要式契約性	保険契約は、特別の方式が法定されておらず、当事者の意思表示によってのみ成立する不要式契約です。
有償契約性	保険契約は、保険者が一定の事由が生じたことを条件として保険給付を行うことを約し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約する有償契約です。
双務契約性	保険契約は、保険者が保険給付義務を負い、保険契約者が保険料支払義務を負う双務契約です。
射倖契約性	保険契約は、保険者の保険給付義務が偶然な出来事の発生・不発生に左右される射倖契約です。保険契約には、その射倖契約性から、少額の保険料を支払って多額の保険金を詐取しようとするなどのモラルリスクが内在しています。
附合契約性	保険契約は、保険契約者が保険者の作成した保険約款を包括的に承認して契約を締結するか否かを決定する附合契約です。

実務上、保険契約は、保険契約者が保険会社の作成した「保険契約申込書」に必要事項を記入して契約を「申込み」、保険会社が契約の引受けを「承諾」することによって成立します。

保険契約が成立すると、保険契約者は「保険料の支払義務」を負い、保険会社は、保険事故が発生した場合における「保険金の支払義務（保険給付義務）」を負います。

3. 保険契約の類型

保険法では、保険契約を「損害保険契約」「生命保険契約」および「傷害疾病定額保険契約」に3区分し、それぞれの契約に適用される規定が定められています。また、「傷害疾病損害保険契約」については、損害保険契約の特則として定め、傷害疾病定額保険契約と区別しています。

(1) 損害保険契約

損害保険契約とは、「保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するもの」（保険法第2条第6号）のことをいいます。つまり、一定の偶然の事故を「保険事故」とし、保険事故による損害が発生した場合、損害額に応じて保険金が支払われる「損害をてん補」の保険契約です。

〔傷害疾病損害保険契約〕

傷害疾病損害保険契約とは、「損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。）をてん補することを約するもの」（保険法第2条第7号）のことをいいます。つまり、被保険者が傷害疾病によって医療費の支出や所得の喪失などの損害を被った場合、損害額に応じて保険金が支払われる損害保険契約です。

（注）傷害疾病損害保険契約には、損害保険契約に関する規定が適用され、被保険者が傷害疾病損害保険契約の当事者以外の者である場合は、被保険者は保険契約者に対し、当該保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、契約の解除を請求できる「被保険者による解除請求」の規定（保険法第34条）および「傷害疾病損害保険契約に関する読替え」の規定（保険法第35条）が適用されます。

(2) 生命保険契約

生命保険契約とは、「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）」（保険法第2条第8号）のことをいいます。つまり、被保険者の死亡または一定時点における生存を「保険事故」とし、保険事故が発生した場合、損害の有無・程度に関係なく、契約時に定めた金額が保険金として支払われる「定額払」の保険契約です。

なお、生命保険契約は、被保険者の死亡を保険事故とする「死亡保険契約」、被保険者の一定時点における生存を保険事故とする「生存保険契約」および死亡保険と生存保険が一体になった「生死混合保険契約」とに大別されます。保険法の生命保険契約に関する規定は、死亡保険契約と生存保険契約を対象とするものと、死亡保険契約だけを対象とするものとに分類されます。

(3) 傷害疾病定額保険契約

傷害疾病定額保険契約とは、「保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの」（保険法第2条第9号）のことをいいます。つまり、被保険者の傷害疾病による死亡・後遺障害、要介護状態、手術・入院・通院等を「給付事由」とし、給付事由が発生した場合、契約時に定めた一定の金額が保険金として支払われる「定額払」の保険契約です。

第2節 保険契約を規律する法律と保険約款

1. 保険法

保険契約を規律する法律として保険法があります。保険法は、それまでの商法から独立して、2010（平成22）年4月1日に単行法として施行されました。

保険法第1条では「保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる」と定められ、保険契約については、他の法律に特段の定めがない限り、保険法が適用されることが明記されています。

なお、保険法に規定がない場合には、民法の規定が適用されます。

（注1）海上保険契約は、商法第3編第7章に規定されています。

（注2）保険法以外の特別法がある場合には、特別法が保険法に優先して適用されます。保険契約を規律する特別法には、例えば、次のものがあります。

- ・「自動車損害賠償保障法」の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）契約に関する規定（第11条～第23条の3）
- ・「地震保険に関する法律」の地震保険契約に関する規定

（1）保険法の適用範囲

保険契約について保険法第2条第1号では、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず…契約をいう。」と定められており、共済契約は、保険法上、保険契約に該当するものとしています。

このため、保険法は、非営利の共済を含め実質的に保険契約と同様のものにも統一的に適用されます。

（2）片面的強行規定

保険契約では、一般の保険契約者は、保険者の作成した保険約款を包括的に承認して契約を締結するか否かの選択肢しかありません。また、保険約款の規定によっては、保険契約者等にとって厳しすぎる義務を課すことになるおそれがあり、保険契約者等の利益を害することがあり得ます。

そこで保険法では、契約の面からも一般消費者を保護するため、保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の保険約款の定めは無効とする「片面的強行規定」が定められています。

保険法のどの条項が片面的強行規定であるかについては、保険法の条文で定められています（保険法第7条、第12条、第26条、第33条ほか）。

（注1）保険法は、「片面的強行規定」のほか、「強行規定」（公の秩序に関する規定で、これに反する保険約款の規定は無効とするもの）、「任意規定」（契約自由の原則で、当事者間の保険約款の規定が優先するもの）および「その他の規定」（定義規定など）に分かれます。

（注2）海上保険契約、航空保険契約、原子力保険契約および企業・個人事業主等の事業活動に伴う危険を補償する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除きます）には、片面的強行規定が適用されません（保険法第36条）。

2. 保険約款

(1) 保険約款とは

多数の人との契約締結を前提とする保険契約において、保険者が保険契約者ごとに契約内容を取り決めることは現実的ではなく、また、保険制度の趣旨から、同じような保険契約者間で異なった内容の契約をすることは適切ではないため、契約内容を定型化することが必要とされます。このため、保険契約では、保険者が契約内容をあらかじめ保険約款として作成し、保険契約者がこれを承諾して契約を締結することとしています。

(2) 民法と保険約款

従来、民法には約款を用いた取引に関する基本的なルールが何も定められていませんでしたが、2020（令和2）年4月1日施行の改正民法において、定型約款を用いた取引に関するルールが定められています。

① 定型約款の定義

定型約款とは、定型取引（注）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいいます（民法第548条の2第1項）。

（注）定型取引とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいいます。

条文の中では、どのような約款が定型約款に該当するかについて定めていませんが、運送約款や電気・ガスの供給約款のほか、損害保険契約（オーダーメイド型保険契約等の一部を除きます）などが定型約款に該当するものと考えられています。

② 定型約款のみなし合意

顧客が定型約款にどのような条項が含まれているのかを認識しなくても、次の場合には定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなされるとしています（民法第548条の2第1項）。

a. 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき

または

b. 定型約款準備者（以下「事業者側」といいます）が、あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

（注）相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様およびその実情ならびに取引上の社会通念に照らして、信義則（民法第1条第2項）に反して相手方の利益を一方的に害する不当な条項は合意をしなかったものとみなします（民法第548条の2第2項）。

③ 定型約款の内容の表示義務

事業者側は、定型取引の合意の前または定型取引の合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければなりません。定型約款を記載した書面の交付や、これを記録した電磁的記録を提供していれば、この限りではないとしています（民法第548条の3第1項）。

なお、定型取引を行う合意の前に相手方から定型約款の内容を示すよう請求があった場合に、事業者側が正当な事由なくその請求を拒んだときには、定型約款に合意をしたとはみなされません（民法第548条の3第2項）。

④ 定型約款の変更の要件

長期にわたって継続する取引では、法令の変更や経済情勢・経営環境の変化に対応して、定型約款の内容を事後的に変更する必要があることがあります。

しかし、多数の顧客と個別に変更についての合意をすることは困難です。実際に同意がなくとも変更を可能とする必要がある一方で、顧客の利益保護の観点から、合理的な場合に限定する必要もあることを踏まえ、民法では、定型約款の変更ルールを規定しています。

すなわち、事業者側は、次の場合には、定型約款の変更をすることによって、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に顧客と合意をすることなく契約の内容の変更ができるとしています（民法第548条の4第1項）。その場合、定型約款を変更すること、変更後の定型約款の内容、効力発生時期について、事前にインターネットなどで周知することが必要とされています（民法第548条の4第2項）。

a. 定型約款の変更が顧客の一般の利益に適合するとき

または

b. 定型約款の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的である（注）とき

（注）定型約款の変更が合理的であるかどうかを判断する際には、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更を予定する旨の契約条項の有無やその内容、顧客に与える影響やその影響を軽減する措置の有無などが考慮されるとしています。

これにより、保険約款に基づいた損害保険契約についても、改正民法で規定する上記の条件に該当する場合は、保険約款の内容を変更することがあります。

第2章

損害保険契約の構造

損害保険契約の構造（損害保険契約の目的・構成要素・当事者等、告知義務・通知義務、事故発生時の義務、保険価額と保険金額）の基本的な考え方について学習します。

第1節 損害保険契約の成立と効力

1. 損害保険契約の目的（被保険利益）

損害保険契約の目的（被保険利益）とは、保険事故の発生によって被保険者が損害を被るおそれのある経済的な利益（金銭に見積もることができる利益）のことをいい、損害保険契約が有効に成立するためには、被保険利益が存在することが必要です（注）。

被保険利益は、保険の目的物、例えば一棟の建物についても、所有者としての利益、賃借人としての利益、抵当権者（例えば、銀行）としての利益というように、複数存在することが可能であり、それぞれの利益を有する被保険者ごとに別個の損害保険契約を締結することが可能です。

被保険利益が必要な理由は、利得禁止や不当な目的の利用（例えば、保険金詐欺）を主とするモラルハザードを抑制することなどが挙げられます。

被保険利益は「金銭に見積もることができる利益」（保険法第3条）に限られ、被保険利益と認められるためには、経済的な利益でなければなりません。したがって、故人の形見に対する思い入れなど、個人の主観的な利益は、被保険利益として認められません。

また、被保険利益は、その利益の内容が契約締結時に確定しているか、遅くとも、保険事故発生時までには確定できるものでなければなりません。

なお、責任保険や費用保険では、物の所有といった積極的利益ではありませんが、被保険者は賠償責任の負担や費用の支出という経済的損失を被る可能性（消極的利益）があるため、被保険利益が存在するとされています。

（注）被保険利益は「保険の目的物」（P. 8参照）とは異なるものです。

2. 損害保険契約の構成要素

損害保険契約は、「保険期間中」に「保険事故」が発生したことによって「保険の目的物」に損害が生じた場合、保険者が、「保険金額」を限度に、その損害をてん補することを約し、保険契約者が「保険料」を支払うことを約する契約です。したがって、損害保険契約の締結にあたっては、保険者と保険契約者との間で、保険事故、保険の目的物、保険期間、保険金額および保険料について定める必要があります。

(1) 保険事故

保険事故とは、「損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然の事故として当該損害保険契約で定めるもの」（保険法第5条第1項）のことをいいます。ここでいう偶然とは、「契約成立時に事故の発生・不発生が不確実であること」をいいます。

(2) 保険の目的物

保険の目的物とは、「保険事故によって損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるもの」（保険法第6条第1項第7号）のことをいいます。

(3) 保険期間

保険期間とは、「その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間」（保険法第6条第1項第5号）のことをいいます。損害保険契約において、保険期間中に保険事故が発生することが保険金支払要件であり、保険事故が保険期間中に発生すれば、損害が保険期間終了後に発生しても、損害はてん補されます。

(4) 保険金額

保険金額とは、「保険給付の限度額として損害保険契約で定めるもの」（保険法第6条第1項第6号）のことをいいます。保険事故が発生した場合、保険契約に基づき保険会社が支払う保険金の限度額です。

(5) 保険料

保険料とは、損害をてん補するための対価として、「保険契約者が保険者に支払う義務を負う金銭」のことをいいます。

3. 保険契約の当事者と関係者

保険契約には、契約の当事者である保険者と保険契約者のほか、関係者である被保険者と保険金受取人がいます。

(1) 保険者

保険者とは、「保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者」（保険法第2条第2号）のことをいいます。

(2) 保険契約者

保険契約者とは、「保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者」（保険法第2条第3号）のことをいいます。

(3) 被保険者

損害保険契約における被保険者とは、「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」（保険法第2条第4号イ）のことをいい、被保険利益の帰属主体、つまり保険事故の発生によって損害を被る者のことをいいます。したがって、被保険者は、保険事故による損害が発生した場合、保険金請求権を有します。

（注）生命保険契約における被保険者とは、「その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者」（保険法第2条第4号ロ）のことをいいます。

また、傷害疾病定額保険契約における被保険者とは、「その者の傷害又は疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者」（保険法第2条第4号ハ）のことをいいます。つまり、生命保険契約と傷害疾病定額保険契約における被保険者は、保険事故や給付事由の対象となる者にとどまり、保険金請求権を有しているわけではありません。

(4) 保険金受取人

保険金受取人とは、「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるもの」（保険法第2条第5号）として保険契約者が指定した者のことをいいます。したがって、生命保険契約または傷害疾病定額保険契約では、保険金請求権を有するのは、被保険者ではなく、保険金受取人となります（ただし、被保険者と保険金受取人が同一人であることがあります）が、損害保険契約では、保険金受取人は、特段の定めがない限り被保険者となります。

4. 損害保険契約の成立

(1) 損害保険契約の成立

損害保険契約は、諾成契約（P. 2 参照）であり、保険契約者が保険契約を申し込み、保険者が契約の引受けを承諾することによって成立します。ここでの申込みは、ほとんどの場合、損害保険代理店に対して行われますが、通常、損害保険代理店には契約の締結権限（代理権）が与えられているため、特に制限されない限り、損害保険代理店は、保険者を代理して引受けを承諾し、保険契約を成立させることができます。

(2) 保険証券の交付

保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対して次の事項を記載した書面（保険証券）を交付しなければなりません（保険法第6条第1項）。保険証券は、法律上の有価証券ではありませんが、保険契約の成立およびその内容について証拠となり得る証拠証券としての効力を有します。

- ①保険者の氏名または名称
- ②保険契約者の氏名または名称
- ③被保険者の氏名または名称その他の被保険者を特定するために必要な事項
- ④保険事故
- ⑤その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間
- ⑥保険金額または保険金額の定めがないときはその旨
- ⑦保険の目的物があるときは、これを特定するために必要な事項
- ⑧約定保険価額があるときは、その約定保険価額
- ⑨保険料およびその支払いの方法
- ⑩通知義務が定められているときは、その旨
- ⑪損害保険契約を締結した年月日
- ⑫保険証券を作成した年月日

なお、保険証券には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、または記名押印しなければなりません（保険法第6条第2項）。

第2節 保険契約者と被保険者の義務

1. 契約締結時の義務

(1) 告知義務

保険制度の安定のため、保険者は、損害保険契約の締結に際し、契約引受けの可否や契約条件を決定し、危険度に応じた保険料を算出する必要があります。

しかし、保険者が危険（てん補されることとされる損害の発生の可能性）の測定に必要な事項を単独で調査することは通常困難であり、一方、保険契約者または被保険者はこれを最も知りうる立場にあります。

このため、保険法では、保険契約者または被保険者は、損害保険契約の締結に際し、危険に関する「重要な事項」のうち保険者が告知を求めたもの（告知事項）について、事実の告知をしなければならない（保険法第4条）、としています。これを「告知義務」といいます。

(2) 告知義務違反による解除

保険者は、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたとき（以下「告知義務違反」といいます）は、損害保険契約を解除することができます（保険法第28条第1項）。

上記にかかわらず、次の場合には、保険者は損害保険契約を解除することができません（保険法第28条第2項、第3項）。

- ① 契約締結時に、保険者が、保険契約者または被保険者の不告知または不実告知の事実を知っていた場合、または過失により知らなかった場合
- ② 保険媒介者（保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者〈保険者のために保険契約の締結の代理をできる者を除きます〉）が、保険契約者または被保険者が事実を告知することを妨げたり、保険契約者または被保険者に対し、不告知や不実告知を勧めたりした場合（保険媒介者の行為がなかったとしても、不告知または不実告知があったと認められる場合を除きます）

一般的に、損害保険代理店は、保険者のために契約締結の「代理」を行うことができますが、この場合の損害保険代理店の代理行為による効果は、すべて保険者に帰属するとされるため、損害保険代理店による告知の妨害や不告知・不実告知の教唆があった場合には、保険者は、上記①により、契約を解除することができないことになります。

また、保険仲立人は、保険者のために保険契約締結の媒介を行うのではなく、顧客のために保険契約締結の媒介を行うので、ここでの保険媒介者には該当しません。

(3) 解除の効力等

① 解除の効力

保険者が告知義務違反によって契約を解除した場合、損害保険契約の解除前に発生した保険事故による損害であっててもてん補されません。ただし、不告知または不実告知との間に因果関係がなく発生した保険事故による損害はてん補されます（保険法第31条第2項第1号）。

第1編 損害保険契約に関する知識

例えば、火災保険契約を締結する際、保険の目的物である建物で喫茶店の営業をしているにもかかわらず、その事実を隠して店舗併用住宅で契約した場合において、この店舗併用住宅の屋根瓦が台風（風災）で飛ばされ20万円以上の損害が発生したとします。

この場合、契約締結時に保険契約者等に告知義務違反があったとしても、保険者の求めた火災危険に関する告知事項と風災による損害については、一般的には因果関係はなく、保険者は保険契約を解除して本件の支払いを拒絶することはできないと解されます。

② 解除権の消滅

告知義務違反による解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または契約締結時から5年を経過したときは、消滅します（保険法第28条第4項）。

（参考）他の保険契約の告知義務

他の保険契約の存在は、締結しようとしている保険契約の内容によっては、危険に関する重要な事項として告知義務の対象になり得ると考えられます。一般的に、保険約款においては、他の保険契約の存在は告知事項であることが示されています。

しかし、保険者が他の保険契約の告知義務違反によって契約を解除した場合であっても、保険事故の発生と他の保険契約の存在との間に因果関係がなければ、既発生事故による損害はてん補されます。

ただし、保険契約者が他の保険契約を伏せたまま過大な保険金額で契約し、不正な保険金請求を行うなど、保険者と保険契約者または被保険者の信頼関係が損なわれた場合には、保険者は、重大事由による契約の解除を行うことができ（保険法第30条）、この場合、既発生事故による損害はてん補されません（P.26～27参照）。

2. 契約締結後の義務

（1）通知義務

損害保険契約の保険料は、契約締結時の告知事項に基づく保険事故の発生確率（危険度）に応じて決定されるため、契約締結後に危険が増加した場合には、保険者は、危険増加に見合った保険料を追加領収する必要があります。このため、契約締結後に保険約款で定める危険増加にかかる告知事項についてその内容に変更があった場合、保険契約者または被保険者は、保険者に遅滞なくその旨を通知しなければなりません。これを「通知義務」といいます。

保険法では、保険契約者または被保険者の通知義務については直接の規定はありませんが、保険約款で危険増加の通知義務が定められ、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により遅滞なく通知をしなかった場合（以下「通知義務違反」といいます）、保険者は、契約を解除することができますと定められています。

ここでいう危険増加とは、告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められた保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になること、つまり保険料の額に影響を与える状態になることをいいます（保険法第29条第1項）。

上記とは反対に、契約締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対して未経過期間について危険の減少に対応する保険料の減額を請求することができます（保険法第11条）。ここでいう著しい危険の減少とは、保険料の変更をもたらすような減少をいいます。

(2) 通知義務違反による解除

損害保険契約の締結後に危険増加が生じた場合、危険増加が引受範囲内（保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば、当該損害保険契約を継続することができる）であっても、次の要件のいずれにも該当するときには、保険者は、契約を解除することができます（保険法第29条第1項）。

- ① 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは、保険契約者または被保険者が遅滞なくその旨を通知すべきことが当該損害保険契約で定められていること
- ② 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく危険増加に係る告知事項について通知をしなかったこと

(3) 解除の効力等

① 解除の効力

保険者が通知義務違反による解除を行った場合、危険が増加した時から契約が解除された時まで発生した保険事故による損害はてん補されません。ただし、その危険増加と因果関係のない保険事故による損害はてん補されます（保険法第31条第2項第2号）。

② 危険増加が引受範囲外の場合の解除権

増加した危険が契約締結時に存在していれば、保険者が契約を引き受けなかったであろうときは、保険者は、通知義務違反の有無にかかわらず、契約を解除することができます。

保険法では、危険増加が引受範囲外の場合（危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない場合）の保険者の解除権については定められていないため、保険約款の規定に委ねられています。一般的に保険約款では、危険増加が引受範囲外の場合、保険者は契約を解除することができます。また、どのような危険増加が引受範囲外に該当するかは、保険約款に、契約締結時に保険者が交付する書面等で定めたものと明記されています。

なお、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」では、当該事項を「注意喚起情報」に記載することを求めています。

③ 解除権の消滅

通知義務違反による解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または危険増加が生じた時から5年を経過したときは消滅します（保険法第29条第2項）。

3. 事故発生時の義務

(1) 損害防止義務

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知ったときは、これによる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません（保険法第13条）。これを「損害防止義務」といいます。損害防止義務は、保険事故発生自体の防止義務ではなく、保険事故発生後の損害の発生および拡大を防止する義務です。

保険法では、損害防止義務違反の効果について定められていませんが、保険者は、損害防止義務違反によって被った損害（保険者が行う調査に余計な費用がかかるなど）について、保険契約者または被保険者に対して債務不履行または不作為による不法行為に基づく損害賠償請求ができると解されます。

（注）標準約款では、損害防止義務違反があった場合には、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払う（保険金の削減払）と定められています。

(2) 事故通知義務

保険事故によって損害が発生した場合、保険者は、保険事故を調査し、損害てん補責任の有無を判断のうえ適正な損害額の算定を行い、さらに損害拡大の防止措置を講じる必要があるため、損害の発生をできるだけ早く知ることが不可欠です。

しかし、保険者が損害の発生を先に知ることは困難であり、保険契約者または被保険者が最も早く知りうる立場にあります。

このため、保険契約者または被保険者は、保険事故による損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければなりません（保険法第14条）。

なお、保険法では、保険者への通知が到達しなかった場合のリスクを保険契約者または被保険者に負わせることは適切でないことから、発信主義（注1）が採用されています。

また、損害発生の通知義務違反の効果については定められていませんが、保険者は、損害発生の通知義務違反によって被った損害について、保険契約者または被保険者に対して債務不履行または不作為による不法行為に基づく損害賠償を請求できると解されます（注2）。

（注1）発信主義とは、意思表示の効力が発生する時期を、それが発信されたときとする考え方をいいます。

なお、民法では、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」（民法第97条第1項）として到達主義を原則としています。

（注2）標準約款では、損害発生の通知義務違反があった場合、保険者は、保険契約者または被保険者に損害賠償請求ができると認められる額を差し引いて保険金を支払う（保険金の削減払）と定められています。

第3節 保険価額と保険金額

1. 保険価額

保険価額は、被保険利益の客観的な評価額です。保険法では、保険価額を「保険の目的物の価額」と定義しています（保険法第9条）が、価額のある保険の目的物は、原則として物であることから、物保険における保険の目的物の価額を保険価額としています。

例えば、Aが2,000万円で家屋を購入した場合、2,000万円が所有者として有する被保険利益の評価額であり、保険価額となります。

損害保険契約では、利得禁止原則が適用されるので、保険価額は、損害保険契約の締結にあたり、保険給付の限度額として損害保険契約の当事者間で約定される保険金額（保険法第6条第1項第6号）の上限となります。

また、保険価額は、保険金額との関係において超過保険や一部保険（後記2. 参照）を判断する基準となります。

（注）責任保険や費用保険では、被保険利益が存在するとされています（P. 7 参照）が、被保険利益の額を評価することができないため、保険価額は存在しません。

（参考）評価済保険

評価済保険とは、「契約締結時に当事者間で保険価額を約定する保険」のことをいいます。評価済保険では、契約締結時に当事者間で約定した約定保険価額に基づき保険金が支払われます。

価額協定保険特約とは、契約締結時に保険価額を協定のうえ、これに基づき保険金額を設定し、損害が発生したときに保険金額を限度に実損をてん補する契約方式のことをいいます。自動車保険（車両条項）の車両価額協定保険特約は、契約締結時に約定した協定保険価額に基づき保険金が支払われるため、評価済保険に該当しますが、火災保険の価額協定保険特約は、損害発生時点で保険価額を再評価することから、評価済保険に該当しません。

なお、保険会社によっては、火災保険においても契約時に約定した保険価額に基づき保険金を支払う商品を提供しています。

2. 保険金額の設定

（1）超過保険

超過保険とは、損害保険契約の締結時において保険金額が保険価額を超える契約をいいます（保険法第9条）。

① 超過部分の取消し

損害保険契約の締結時に超過保険である場合、保険契約者および被保険者が善意（事実について知らないこと）で、かつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができ、その超過部分に相当する保険料の返還を受けることができます（保険法第9条本文）。したがって、保険契約者が超過部分を取り消さなかった場合は、超過部分は有効であるため、例えば、その後の物価上昇などによって保険価額が契約締結時よりも高くなり、損害が発生したときには、損害発生時の保険価額に基づき損害額が算定され、保険金額を限度に保険金が支払われます。

ただし、保険価額について約定した一定の価額（約定保険価額）がある場合は、取り消すことができません（同条ただし書）。

② 保険金額または約定保険価額の減額請求

損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少した場合、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額または約定保険価額について、減少後の保険価額に至るまでの減額、およびそれに対応する保険料の減額を請求することができます（保険法第10条）。

（2）一部保険

一部保険とは、保険金額が保険価額を下回る契約をいいます。一部保険の場合、保険金は、てん補損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額で支払われます（保険法第19条）。

火災保険契約等では、全損と比較して分損が圧倒的に多いことから、一律に一部保険の契約に対して保険金額を限度に実損をてん補すると、保険料に不公平が生じます。このため、保険金額に同一の保険料率を乗じて保険料が算出される保険契約では、保険者が損害てん補責任に見合った保険料を確保するためには、比例てん補方式が最も合理的な方法であると考えられています。

（注）上記保険法第19条の規定は任意規定であるため、実損てん補方式の火災保険等を契約することもできます。

3. 重複保険の際の保険金支払方法

重複保険とは、2以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額を超える場合をいいます（保険法第20条第2項）。

重複保険では、各保険者がどのようにてん補損害額を分担し、保険金を支払うかという問題が生じます。この問題に対し、保険法では独立責任額全額方式を採用しています。

（1）独立責任額全額方式

保険法では、重複保険の場合、各保険契約のすべてを有効とし、各保険者は、他の保険契約がないものとして、てん補損害額の全額（一部保険の場合は、てん補損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額）について保険金の支払義務を負うとする、「独立責任額全額方式」が定められています（保険法第20条第1項）。

独立責任額全額方式では、被保険者は、どの保険者に対しても独立責任額の全額を保険金請求することができます。

例えば、いずれかの保険者が破たんした場合には、他の保険者からその独立責任額まで保険金の支払いを受けることができるため、独立責任額全額方式は、被保険者の立場に立った方式であるといえます。

(2) 各保険者の保険金支払方法例

独立責任額全額方式において各保険者の負担額は、次の算式により算出されます。

$$\text{てん補損害額} \times \frac{\text{各保険者の独立責任額}}{\text{独立責任額の合計額}}$$

<計算例>

保険価額1,200万円の建物に、A社と保険金額900万円、B社と保険金額600万円の火災保険契約が締結され、建物が全焼した場合のA社、B社の負担額は、次のとおり計算されます。

$$\cdot \text{A社} \quad 1,200\text{万円} \times \frac{900\text{万円}}{900\text{万円} + 600\text{万円}} = 720\text{万円}$$

$$\cdot \text{B社} \quad 1,200\text{万円} \times \frac{600\text{万円}}{900\text{万円} + 600\text{万円}} = 480\text{万円}$$

独立責任額全額方式では、被保険者は、A社またはB社のどちらか一方に先に保険金額を限度に保険金請求ができ、A社は900万円、B社は600万円の保険金支払義務をそれぞれ負います。

ただし、被保険者は、A社・B社合計で保険価額1,200万円を超えて保険金を受け取ることはできません。

保険者が自己の負担部分を超えて保険金を支払った場合、その保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対して各自の負担部分について求償することができます（保険法第20条第2項）。

上記の例でみると、被保険者がA社に先に保険金を請求した場合、まずA社は被保険者に保険金900万円を支払い、B社は残りの保険金300万円を支払います。その後、A社は、B社に対して、A社が負担すべき額を超えた180万円（900万円－720万円）を求償します。一方、被保険者がB社に先に保険金請求した場合、B社は、被保険者に保険金600万円を支払い、A社は残りの保険金600万円を支払います。その後、B社は、A社に対して、B社が負担すべき額を超えた120万円（600万円－480万円）を求償します。

（参考）独立責任額比例按分方式

現在の標準約款では、保険法第20条の規定に従って、「独立責任額全額方式」が採用されていますが、保険法施行以前の標準約款では、各保険会社がそれぞれのてん補責任額（独立責任額）を基準に分担することが公平であるとして、各保険会社は、各自の独立責任額の割合に応じて保険金を支払う「独立責任額比例按分方式」が採用されていました。上記の計算例を、独立責任額比例按分方式に当てはめると、A社およびB社は、被保険者からの保険金請求を受けて、それぞれA社：720万円、B社：480万円の保険金を被保険者に支払うことになります。

なお、保険法第20条の規定は任意規定であるため、保険約款の規定を「独立責任額比例按分方式」とすることもできます。

第3章

損害保険契約の保険給付

損害保険契約における保険給付（損害てん補責任、保険代位、責任保険契約の取扱い）の基本的な考え方について学習します。

第1節 保険者の損害てん補責任

1. 損害てん補の要件

（1）一般的な損害てん補の要件

損害保険契約の保険期間中に保険事故が発生したことによって保険の目的物に損害が生じた場合、保険者は、保険金額を限度に、その損害をてん補する責任を負います。

保険者が損害てん補責任を負うには、次の要件が必要です。

- ①保険期間中に保険約款で定める保険事故が発生すること
- ②保険事故が保険約款で定める免責事由に該当しないこと
- ③保険事故によって保険の目的物に損害が生じること
- ④保険事故と損害の間に因果関係があること

（2）損害発生後の保険の目的物の滅失による損害てん補の要件

保険者は、保険事故による損害が発生した場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に、保険事故以外の事由によって滅失したときでも、保険事故による損害をてん補しなければなりません（保険法第15条）。

例えば、水害を補償しない住宅火災保険契約において保険の目的物である建物が火災で半焼した後に、補償対象外の洪水により流失した場合、保険者は、火災で半焼した部分に対する損害てん補責任を免れることはできません。

この保険法第15条の規定は、いったん保険者に損害てん補責任が発生すれば、その後に保険の目的物が保険事故以外の事由によって滅失しても、保険者は、損害てん補責任を免れないことを明確にしたものです。

（3）火災保険契約における損害てん補の特則

火災保険契約では、当該保険契約の保険の目的物に保険事故が発生していないときであっても、消火、避難その他の消防活動のために必要な処置によって保険の目的物に生じた損害はてん補されます（保険法第16条）。

例えば、保険の目的物である建物に火災が発生していなくても、隣家に火災が発生して延焼のおそれがあるために消防活動を行ったことによって保険の目的物に生じた損害はてん補されます。

2. 損害額の算定

(1) てん補損害額

てん補損害額は、「その損害が生じた地および時における価額」、つまり損害発生時における時価額によって算定されます（保険法第18条第1項）（注1）。てん補損害額は、全損の場合には保険の目的物の評価額（時価額）に基づいて算定され、分損の場合には、通常、修理費（新旧交換控除（注2）がされることもあります）に基づいて算定されますが、修理費が保険価額を超えるときは、保険価額が限度となります。

なお、てん補損害額の算定に必要な費用は、保険者の負担となります（保険法第23条第1項第1号）（注1）。

また、契約時に保険価額が約定されている場合、てん補損害額は約定保険価額によって算定されます。ただし、約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、保険価額によって算定されます（保険法第18条第2項）。

（注1）上記保険法第18条第1項本文および第23条の規定は、任意規定であるため、各保険約款に基づき、てん補損害額を新価基準（再調達価額基準）によって算定することができます。

例えば、火災保険の価額協定保険特約や新価保険特約では、てん補損害額は損害発生時の再調達価額（保険の目的物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額）によって算定されると定められています。

（注2）新旧交換控除とは、損害を被った部分を修理・復旧することにより、保険の目的物の価値が増加すると考えられる場合に、その増加した価値分を損害額から減額することをいいます。

(2) 損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用は、保険者の負担となります（保険法第23条第1項第2号）。損害防止費用は、客観的に損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益とされる費用でなければなりません。損害が防止されたという結果がなくても認められます。

損害防止費用についても、一部保険における比例払の規定が適用されます。つまり、保険金額が保険価額を下回っている場合、保険者は、保険金額の保険価額に対する割合によって損害防止費用を負担します（保険法第23条第2項）。

なお、損害防止費用とてん補損害額の合計額が保険金額を超えている場合の取扱いについては、保険法で明文化されていません。

（注）上記保険法第23条の規定は任意規定であるため、保険者は、保険約款において、損害防止費用とてん補損害額の合計額が保険金額を超えている場合でも損害防止費用を負担する（保険金額の「外枠払」）か、損害防止費用とてん補損害額の合計額を、保険金額の範囲内で支払う（保険金額の「内枠払」）かのいずれかを選択することができます。

なお、標準約款である住宅火災保険普通保険約款では、損害防止費用を保険金額の「外枠払」としていますが、火災保険普通保険約款（一般物件用）では「内枠払」としています。

3. 保険金の支払期限

保険事故による損害が発生した場合、保険者は、保険事故の調査、損害てん補責任の有無の判定、損害額の算定などの損害調査を行うことが必要ですが、これには一定の期間を要します。

一方、保険者は速やかに損害調査を終了して、一定期限内に被保険者に保険金を支払うことが求められます。

保険法では、合理的な期間内に保険者が必要な調査を終え、保険金が支払われるよう、次のとおり、保険金の支払期限が定められています。

第1編 損害保険契約に関する知識

なお、保険金請求権は、権利を行使することができる時から3年間行使しないときは、時効により消滅します（保険法第95条第1項）。

（1）保険約款に支払期限の定めがある場合

保険約款に保険金の支払期限が定められている場合であっても、保険事故、てん補損害額、免責事由など、保険金を支払うために確認することが保険契約上「必要とされる事項」の確認をするための「相当の期間」を経過すれば、経過する日をもって保険金の支払期限となります（保険法第21条第1項）。本項は、片面的強行規定であるため、保険約款で定める支払期限が「相当の期間」を超えている場合には、「相当の期間」を経過する日をもって保険金の支払期限となります。

なお、ここでの「相当の期間」とは、迅速な保険金支払いと、適正な保険金を支払うために必要な調査・確認の両方を満たす合理的な日数のことをいいます。

保険約款では、特別な照会や調査が必要なために30日以内に確認を終了できない場合について、事由ごとに支払期限が明記されることが一般的です。

<事由ごとの支払期限例>

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会を行う場合：180日
- ②専門機関による鑑定等の結果の照会を行う場合：90日
- ③災害救助法（P. 161～163参照）が適用された災害の被災地域において必要な調査を行う場合：60日
- ④日本国内において代替的手段がなく日本国外における調査を行う場合：180日

（2）保険約款に支払期限の定めがない場合

保険約款に保険金の支払期限が定められていない場合には、保険金請求があった後、その保険金請求について保険事故およびてん補損害額を確認するために「必要な期間」を経過するまでは、保険者は、保険金を支払わなくても、履行遅滞の責任を負いません（保険法第21条第2項）。

保険約款に支払期限の定めがない場合には、民法の規定によって、保険者は履行の請求を受けた時から履行遅滞の責任を負うこととなりますが（民法第412条第3項）、保険法では、一定の猶予期間を設け、保険金の請求を受けた後「必要な期間」を経過するまでは、保険者は履行遅滞の責任を負わないと定められています。

ただし、猶予期間は、「保険事故およびてん補損害額」という必要最低限の事項を確認するために「必要な期間」に限られます。

（注）実際には、保険約款で支払期限が定められていることが一般的です。

（3）損害調査への妨害・非協力

保険者が損害調査を行うにあたって、保険契約者または被保険者が正当な理由なく調査を妨害したり、調査に応じなかったりした場合には、保険者は、これによって保険金の支払いが遅延した期間について、履行遅滞の責任を負いません（保険法第21条第3項）。

第2節 保険代位

保険代位とは、保険事故によって保険者が被保険者に保険金を支払った場合に、被保険者が保険の目的物について取得していた権利、および第三者に対して有する損害賠償請求権を保険者が取得することをいいます。これには、「残存物代位」と「請求権代位」があります。

1. 残存物代位

保険の目的物が全損になり、保険者が保険金を支払った場合において、なお経済的価値のある残存物が被保険者の所有とすると、被保険者に利得が生じることになります。保険法では、保険の目的物が「全損」になり、保険者が保険金を支払った場合、保険者は、保険の目的物について被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する（被保険者の有する権利が保険者に移転する）と定められています（保険法第24条）。

一部保険のときには、保険者は、保険金の額の保険価額（約定保険価額があるときは、その約定保険価額）に対する割合に応じて、被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。この場合、保険者と被保険者は残存物に対して共有関係に立ちます。

（注）保険者は、残存物に対する権利を取得した場合、残存物の除去費用を負担することになるため、かえって不利益を被ることがあります。このため、例えば、標準約款である住宅総合保険約款では、「保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示しないかぎり、当会社に移転しません。」と定められています。

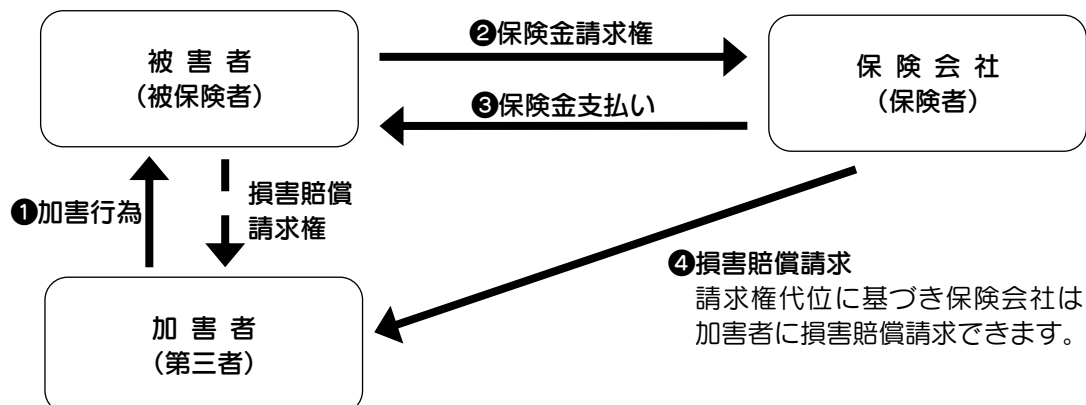
2. 請求権代位

第三者の行為による保険事故によって損害が発生した場合、被保険者は、保険者に対する保険金請求権と、第三者に対する損害賠償請求権を有することになります。

しかし、被保険者が保険金で損害を回復したうえに、第三者に対しても損害賠償請求することを認めると、被保険者に利得が生じてしまいます。一方、被保険者が保険金で損害を回復したことをもって損害賠償請求権を放棄すれば、第三者は損害賠償責任を免れてしまいます。

保険法では、保険者が被保険者に保険金を支払ったときは、「支払保険金の額」と第三者に対する損害賠償請求権など「被保険者債権の額」（注）のいずれか少ない額を限度に、保険者は、この被保険者債権について当然に被保険者に代位すると定められています（保険法第25条第1項）。

（注）被保険者債権の額は、支払保険金の額が損害保険契約によりてん補すべき損害の額（てん補損害額）に不足するときは、被保険者債権の額からその不足額を控除した残額とします。



請求権代位では、一部保険で保険金の額が損害額に不足する場合で、過失相殺等により被保険者債権の額が損害額よりも低いときには、保険者が支払保険金の額まで権利を取得すると、被保険者が損害額を全額回収できないという問題が生じます。このため、保険者が取得する被保険者債権の額については、次の考え方があります。

- ① 保険金の額とする考え方（絶対説）
 - ② 保険金の額に「保険金額の保険価額に対する割合」を乗じた額とする考え方（比例説）
 - ③ 先に被保険者が被保険者債権から損害額を回収し、保険者が残額を取得するという考え方（差額説）
- 保険法では、保険者が取得する被保険者債権の額は「被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額」と定められ、差額説が採用されています。

（１）保険者が取得する被保険者債権の額

例えば、車両保険において保険価額100万円の自動車相手方のある衝突事故で全損となり、相手方に対する損害賠償請求権（被保険者債権）の額が80万円（過失割合20%）となる場合で、車両保険金を支払うことによって保険者が取得する被保険者債権の額は、次のとおりとなります。

① 全部保険のため保険金として損害額全額が支払われた場合

	被保険者（被害者）	相手方（加害者）
保険金額	100万円	—
損害額	100万円	—
過失割合	20%	80%
被保険者債権の額	80万円 {100万円×(100%－20%)}	—
保険金	100万円	—
請求権代位	—	80万円（保険者から相手方に請求）

保険者は、被保険者に対して保険金100万円（＝損害額）を支払います。この場合、保険者は、保険金として被保険者に支払った100万円のうち、被保険者債権の額80万円の請求権を取得し、加害者側に請求することができます。

② 一部保険のため保険金が損害額に不足する場合

	被保険者（被害者）	相手方（加害者）
保険金額	50万円	—
損害額	100万円	—
過失割合	20%	80%
被保険者債権の額	80万円 {100万円×(100%－20%)}	—
保険金	50万円	—
損害賠償請求	—	50万円（被保険者から相手方に請求）
請求権代位	—	30万円（保険者から相手方に請求）

保険者は、被保険者に対して保険金50万円を支払いますが、損害額（100万円）には50万円不足します。この場合、被保険者は、被保険者債権の額80万円のうち、損害額に不足する50万円の請求権を保険者より先に取得し、相手方に請求できます。したがって、保険者は、被保険者債権の額80万円のうち、残りの30万円（計算式：80万円－〔100万円－50万円〕）の請求権を取得し、加害者側に請求できることになります。

（２）被保険者の有する被保険者債権への優先弁済

前記（１）②の場合、被保険者債権の額80万円のうち、被保険者が請求権を有する50万円については、保険者が取得した被保険者債権の額30万円に優先して弁済を受ける権利を有します（保険法第25条第2項）。

第3節 責任保険契約に関する規定

1. 責任保険契約の特殊性

責任保険契約とは、「損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するもの」（保険法第17条第2項）のことをいいます。

責任保険契約は、被保険者（加害者）の損害賠償責任を負担することによって生じる損害をてん補するという機能のほか、加害者の賠償資力を確保することによって被害者を救済するという機能を有しています。責任保険契約が被害者救済の機能を十分に果たすためには、被保険者に支払われる保険金が被害者への損害賠償金の支払いに確実に充当されることが必要です。

2. 被害者の^{さきどりといっけん}先取特権

責任保険契約では、被保険者に先に保険金が支払われた場合、被保険者がそれを費消したり、他の債権者への弁済に充当したりしてしまい、被害者には損害賠償金が支払われないおそれがあります。

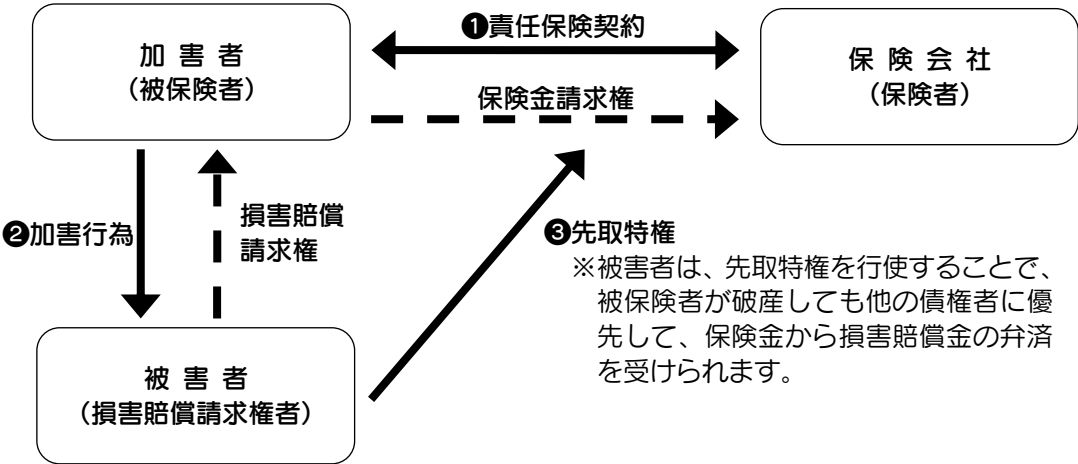
また、保険事故の発生後に被保険者が破産した場合は、被害者は破産債権者となるため、債権者として個別に権利を行使することができず、十分な被害の回復を受けられないこともあります。

このため、保険法では、次のとおり被害者の先取特権が定められています。

（1）被害者の損害賠償請求権の保護

被害者には、保険法によって、被保険者の保険金請求権に対して「先取特権」（民法第303条）が与えられています（保険法第22条第1項）。これによって、保険事故の発生後に被保険者が破産した場合などであっても、被害者は、被保険者に対する他の債権者に優先して損害賠償金の弁済を受けることができます。

（注）先取特権は、担保物権の1つであり、法律（保険法）で定められた一定の債権を有する者（保険事故に係る損害賠償請求権を有する被害者）が、債務者の財産（被保険者の保険金請求権）から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利です。質権や抵当権が、債権者と債務者の約定によって、特定の動産、有価証券、債権、不動産から債権者（担保権者）が優先弁済を受ける権利を付与する「約定担保物権」であるのに対して、責任保険契約についての先取特権は、被害者の損害賠償請求権を保護するため、保険法によって債権者・債務者の約定なく付与される「法定担保物権」となります。



(2) 被保険者の保険金請求権行使の制限

被保険者は、被害者に損害賠償金を支払った金額または被害者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対して保険金請求権を行使することができます（保険法第22条第2項）。

(3) 保険金請求権の譲渡、質権の設定、差押えの禁止

以下の場合を除いて、被保険者は、保険金請求権を他人に譲渡したり質権の目的としたりすることができず、被保険者の債権者は、保険金請求権を差し押さえることができません（保険法第22条第3項）。

- ①被保険者が被害者に保険金請求権を譲渡する場合、または被害者が被保険者に対する損害賠償請求権に関して保険金請求権を差し押さえる場合
- ②前記（2）において、被保険者が保険金請求権を行使できる場合

（参考）責任保険契約における損害のてん補

責任保険契約における損害のてん補の方法には、次の3つがあります。

- ①被保険者が先に被害者に損害賠償金を支払った場合、保険者は、支払われた金額を限度に被保険者に保険金を支払う。
- ②被保険者と被害者の間で、判決の確定または裁判上の和解・調停や、示談の成立によって損害賠償額が確定したとき、保険者は、被保険者に保険金を支払う。
- ③損害賠償額が確定したとき、保険者は、被害者に直接損害賠償金を支払う。これによって被保険者が被害者に損害賠償金を支払ったものとみなされる。

責任保険契約では通常、保険者は、損害賠償額が確定した時点で被保険者に保険金を支払うこととしていますが、被保険者が保険金を費消したり、被保険者の債権者が保険金請求権を差し押さえたりすることが起こり得るため、保険金が被害者に対する損害賠償金に使用されるという保証はありません。

被害者の損害賠償請求権を保護するためには、保険者が被害者に直接損害賠償金を支払うことが最も確実な方法です。自賠責保険では自動車損害賠償保障法により、また、自動車保険では普通保険約款により被害者の直接請求権が認められており、自賠責保険と自動車保険のいずれにおいても、被保険者が保険者に保険金を請求する加害者請求と、被害者が保険者に損害賠償金を請求する被害者請求の2つの請求方法が認められています。

保険法制定の検討過程では、被害者の損害賠償請求権を保護するための規定として、被害者に直接請求権を与える方法と被害者に先取特権を与える方法が検討されました。

しかし、すべての責任保険契約について直接請求権を法定することは、保険者の体制や費用の問題等があるため、保険法では、被害者に先取特権を与え、被保険者の保険金請求権を制限し、保険金請求権の譲渡、質権の設定および差押えを禁止することによって、被害者が保険金から確実に被害の回復を受けられるようになりました。

第4章 損害保険契約の終了

損害保険契約が終了する、無効、取消し、失効、解除のそれぞれの要件、効力および保険者の保険料返還義務の基本的な考え方について学習します。

第1節 損害保険契約の無効・取消し・失効・解除

1. 無効

無効とは、保険契約の効果（効力）が初めから生じないことをいい、下記2. 取消しとは異なり、そもそも成立していないとみなされます。

例えば、民法では、公序良俗に反する契約は無効となります（民法第90条）。一方、保険法では、保険契約者または被保険者が保険事故の発生を知らず締結した遡及保険の契約や、保険者が保険事故が発生していないことを知らず締結した遡及保険の契約は、無効であると定められています（保険法第5条）。

また、片面的強行規定に反する保険約款の規定で、保険契約者等に不利なものは、無効となります（保険法第7条、第12条、第26条、第33条ほか）。

2. 取消し

取消しとは、いったん成立した契約を、契約時に遡って消滅させることをいいます。

例えば、民法では、詐欺または強迫による契約は、これを取り消すことができると定められています（民法第96条）。

消費者契約法では、消費者契約締結の勧誘に際し、事業者の一定の行為により、消費者が「誤認」または「困惑」した場合や、事業者が過量契約（注）であることを知っていた場合、契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができると定められています（消費者契約法第4条）。

一方、保険法では、契約締結時に超過保険である場合、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができると定められています（保険法第9条）。

（注）過量契約とは、事業者が消費者に消費者契約の締結について勧誘する際、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超える契約のことをいいます（消費者契約法第4条第4項）。

（参考）自動車保険標準約款における無効・取消し

自動車保険標準約款では、「保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。」と定められています。保険金を不法に取得することを目的とする保険契約には、保険契約者等が既に事故が発生していることを知りながら、保険契約を申し込むという、アフター・ロスといわれる不正契約などがあります。このような保険契約は、公序良俗に反する契約であり、民法の規定でも無効となりますが、保険約款で改めて無効である旨が明記されています。

また、自動車保険標準約款では、「保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。」と明示されています。

3. 失効

失効とは、一定の事由によって契約の効力が消滅することをいいます。

保険法では、保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができますが、保険契約者が保険契約の解除をしなかったときは、その保険契約は、破産手続開始の決定の日から3か月を経過した日に、その効力を失うと定められています（保険法第96条）。

4. 解除

（1）解除事由

保険法では、保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる旨が定められています（保険法第27条）。

一方、保険者は、保険契約者または被保険者による告知義務違反および通知義務違反による解除（保険法第28条、第29条）（P. 11～13参照）ができる旨が定められています。

また、保険契約には、その射倖契約性（P. 2参照）から、保険金詐取を目的とした故意の事故招致や保険金請求についての詐欺行為など、様々なモラルリスクが内在しています。

保険者は、保険事故の発生が保険契約者等の故意または重大な過失によることが証明できれば、保険金の支払いを免れますが、他方、保険金詐取を裏付ける明確な証拠がなければ、保険金を支払わざるを得ません。

保険法では、保険制度の健全性を維持する観点から、保険者と保険契約者または被保険者との信頼関係が損なわれ、保険契約の継続を困難とする次の重大事由が生じた場合、保険者は保険契約を解除できると定められています（保険法第30条）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金詐取を目的に損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②被保険者が、保険金請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①②のほか、保険者の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、損害保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

なお、傷害疾病定額保険契約にも、解除に関する同様の規定（保険法第83条～86条）があり、傷害疾病定額保険契約固有の解除事由として、被保険者による解除請求（保険法第87条）が定められています（P. 31参照）。

(2) 解除の効力

売買契約などの一般的な契約では、契約の解除は契約時に遡って効力（遡及効といいます）が生じますが、保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力（将来効といいます）が生じます（保険法第31条第1項）。保険契約の解除を将来効としているのは、保険契約が継続的な契約であり、保険者は、契約が解除されるまでの危険を負担しているため、それに対応する保険料を取得する必要があるからです。

ただし、次の場合には、契約の解除前であっても損害はてん補されません。

- ①保険契約者または被保険者の告知義務違反によって契約が解除された場合の、契約の解除前に発生した保険事故による損害（注）（保険法第31条第2項第1号）
- ②保険契約者または被保険者の通知義務違反によって契約が解除された場合の、危険が増加した時から契約が解除された時まで発生した保険事故による損害（注）（保険法第31条第2項第2号）
- ③保険契約者または被保険者の重大事由によって契約が解除された場合の、重大事由が生じた時から契約が解除された時まで発生した保険事故による損害（保険法第31条第2項第3号）

（注）告知義務違反または通知義務違反に該当する事実または事由に基づかずに発生した保険事故による損害に対しては、損害をてん補する責任を負います（保険法第31条第2項第1号ただし書、同項第2号ただし書）。

第2節 保険者の保険料返還義務

1. 無効・取消しの場合

保険契約が無効または取消しとされた場合、保険者は、原則として保険料を返還しなければなりません。

ただし、次の場合には、保険料の返還義務を負いません（保険法第32条）。

- ①保険契約者または被保険者の詐欺または強迫を理由として、保険者が保険契約を取り消した場合
- ②保険契約者または被保険者が既に保険事故が発生していることを知りながら、保険契約の締結を保険者に申し込んだことにより無効とされた場合（遡及保険契約の場合）

ただし、保険者が保険事故の発生を知りながら、保険契約を締結したことにより無効とされた場合は、保険料の返還義務を負います。

2. 失効・解除の場合

保険法では、保険者の、保険契約の失効または解除の場合の未経過期間に対応する保険料の返還義務については定められていませんが、損害保険契約の保険約款では、通常、保険契約の失効・解除によって保険期間満了前に保険契約が終了した場合、保険者が未経過期間に対して保険料の返還義務を負う旨が定められています。

（参考）保険料不可分の原則

保険料は、一定期間（例えば、1年間）の予想損害発生率に基づき算定され、この場合の保険料計算の基礎となる単位期間を保険料期間といいます。

保険料不可分の原則とは、「保険契約が途中で終了した場合に保険者は、保険料計算の基礎とした単位期間である保険料期間全部の保険料を取得することができ、保険料期間のうち未経過期間に対応する保険料を保険契約者に返還する必要がない」とする考え方をいいます。保険法制定前の商法では、この原則を明文化していないものの、従来の通説によれば、商法はこの原則を前提にしているものと解されていました。

これに対し、保険法では、保険料期間よりも短い期間に対応する保険料を算定することが技術的に不可能であるといえないことや、保険者が危険負担をした期間の長短にかかわらず、一律に保険料期間全部の保険料を取得することに合理性がないことなどを理由に、保険料不可分の原則を画一的に採用しなかったとされています。これにより、通説上の保険料不可分の原則はなくなったため、特段の事情（注）のある場合を除いて保険料不可分の原則は採り得なくなったと解されています。

（注）この場合の特段の事情とは、いわゆる工事保険やハンター保険、興行中止保険などの保険契約において、保険期間中に危険が著しく変動するという特性から保険料期間に対応する保険料の分割が困難であり、保険料返還義務を負うことが適当とはいえない事情をいいます。

3. 保険料返還請求権の消滅時効

保険料の返還を請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します（保険法第95条第1項）。

第5章

傷害疾病定額保険契約に固有の規定

傷害疾病定額保険契約に固有の規定（被保険者に関する規定、保険金受取人に関する規定、介入権等）の基本的な考え方について学習します。

第1節 被保険者に関する規定

1. 被保険者の同意

（1）契約の効力

保険契約者以外の者を被保険者とする傷害保険契約等では、保険契約者や保険金受取人が保険金目当てに被保険者を殺害するといったモラルリスクが考えられます。

また、たとえ保険契約者に保険金の不正取得の目的がなくても、被保険者となった人が自分の知らないうちに被保険者にされていたという問題もあります。

保険法では、保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないと定められています。ただし、被保険者（死亡保険金については、被保険者またはその相続人）が保険金受取人である場合に限り、被保険者の同意がなくても、保険契約は効力を生じます（保険法第67条第1項）。

なお、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、前述の「ただし書」の規定は適用されず、被保険者の同意がなければ、保険契約の効力は生じません（保険法第67条第2項）。

（注）傷害疾病定額保険の後遺障害保険金や入院保険金等は、被保険者が保険金受取人である場合、被保険者自身が保険金を受け取ることができるため、あえて被保険者の同意を必要としませんが、死亡保険金は、被保険者自身が保険金を受け取ることができないため、本来的には被保険者の同意が必要です。

このため、保険法では、モラルリスクの問題と傷害保険契約等の実務上の取扱いを勘案し、死亡のほか後遺障害や入院等も給付事由とする保険契約は、被保険者の同意がなくても有効であるとする一方、死亡だけを給付事由とする保険契約についてのみ、被保険者の同意がなければ、効力を生じないとされています。

(2) 保険金受取人の変更

保険契約者は、契約締結後に保険金受取人を変更することができますが、保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約では、例えば、保険金受取人を被保険者から保険契約者や第三者に変更した場合には、変更後の保険金受取人が保険金目当てに被保険者を殺害するといったモラルリスクが考えられます。

このため、保険法では、傷害疾病定額保険契約における保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じないと定められています。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者（死亡保険金については、被保険者またはその相続人）である場合に限っては、被保険者の同意がなくても、保険金受取人の変更は、その効力を生じます（保険法第74条第1項）。

なお、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、前述の「ただし書」の規定は適用されず、被保険者の同意がなければ、保険金受取人の変更の効力は生じません（保険法第74条第2項）。

(3) 保険金請求権の譲渡・質権の設定

保険金受取人の給付事由発生前の保険金請求権は、条件付きないし期限付き債権にすぎないうえ、第三者のためにする保険契約でも、保険契約者が保険金受取人の指定を撤回または変更することにより、いつでも保険金受取人を変更することができます。

保険金請求権の譲渡または質権の設定については、例えば、被保険者と保険金受取人が異なる傷害保険契約において、債権者が、返済能力のない債務者である保険金受取人から貸付金を回収するため、保険金受取人の保険金請求権に質権を設定させ、保険金受取人と共謀して被保険者の生命・身体に危害を加えるといったモラルリスクが考えられます。

このため、保険法では、傷害疾病定額保険契約における給付事由発生前の保険金請求権の譲渡または質権の設定は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないと定められています（保険法第76条）。

これに対して、給付事由発生後の保険金請求権は確定金銭債権となるため、その譲渡または質権の設定は、被保険者の同意がなくてもその効力を生じます。

2. 被保険者による解除請求

(1) 契約締結時の被保険者の同意

保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約では、被保険者の同意が不要とされる契約の場合（被保険者と保険金受取人が同一の場合）であっても、仮に契約時に被保険者が同意を求められていれば同意しなかった可能性もあります。

また、被保険者が同意している場合であっても、その後、保険契約者や保険金受取人に対する被保険者の信頼関係を損なう事由が発生したり、離婚によって保険契約者と被保険者の婚姻関係が終了したりするといった、被保険者が同意した際の事情に変更が生じることもありえます。

(2) 解除請求事由

前記(1)のような理由から、保険法では、保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約において、次の場合には、被保険者は、保険契約者に対して契約の解除を請求することができますと定められています（保険法第87条第1項）。

- ①被保険者（死亡保険金については、被保険者またはその相続人）が保険金受取人である契約で、被保険者の同意なしに契約が成立している場合
- ②保険契約者または保険金受取人が保険給付を行わせることを目的に給付事由を発生させ、または発生させようとした場合、または保険金受取人が保険金請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記②のほか、被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係が終了するなど、被保険者が同意するにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合

（注）保険契約者が契約を解除しない場合には、被保険者は、保険契約者の解除の意思表示を求める訴えを起こし（民法第414条第1項本文）、勝訴判決が確定すると、保険契約者が契約を解除する意思表示をしたものとみなされ、これによって契約を解除することができます。

第2節 保険金受取人に関する規定

1. 第三者のためにする傷害疾病定額保険契約

保険契約者と保険金受取人の異なる傷害疾病定額保険契約は、第三者のためにする保険契約となります。第三者のためにする保険契約では、保険金受取人は、受益の意思表示をしなくても当然に保険金請求権を有します（保険法第71条）。

2. 保険金受取人の変更

保険法では、傷害疾病定額保険契約の保険金受取人の変更について、次のとおり定められています。

（1）変更要件

傷害疾病定額保険契約の保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人を変更することができます（保険法第72条第1項）。その変更は、被保険者の同意があつて初めて効力を生じますが、変更後の保険金受取人が被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付においては、被保険者またはその相続人）である場合については、被保険者の同意は不要です（保険法第74条第1項）。

ただし、変更後の保険金受取人が被保険者である場合でも、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、被保険者の同意が必要となります（保険法第74条第2項）。

なお、給付事由が発生すれば、保険金受取人の保険金請求権が確定するため、保険契約者は保険金受取人を変更することができません。

（2）変更の意思表示

傷害疾病定額保険契約の保険金受取人の変更の意思表示は、保険契約者の一方的な意思表示によって効力が生じる単独行為であり、「相手方のある意思表示」です。保険法では、契約当事者である保険者を意思表示の相手方とするのが妥当であるとして、保険金受取人の変更は、「保険者に対する意思表示」によって行つたと定められています（保険法第72条第2項）。

（3）変更の効力

傷害疾病定額保険契約の保険金受取人の変更の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、通知を発した時に遡つてその効力が生じます（保険法第72条第3項本文）。つまり、通知の発信後で到達前に給付事由が発生した場合には、保険契約者の保険金受取人の変更の意思を尊重して、変更後の保険金受取人に保険金を支払うのが妥当と考えられます。このため、保険法では、通知が保険者に到達することを効力要件としながらも、通知が保険者に到達したときは、通知を発した時に遡つてその効力が生じると定められています。

ただし、通知の到達前に給付事由が発生し、保険者が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合、保険者は、変更後の保険金受取人への保険金の支払いを免れます（同項ただし書）。

3. 遺言による保険金受取人の変更

保険法では、傷害疾病定額保険契約の保険契約者は、遺言によっても保険金受取人を変更することができますと定められています（保険法第73条第1項）。

（1）保険者に対する対抗要件

遺言は、遺言者が死亡した時から、その効力が生じます（民法第985条第1項）。したがって、遺言による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した時からその効力が生じます。

ただし、保険契約者の相続人が、遺言の効力が発生した旨を保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができません（保険法第73条第2項）。したがって、保険者は、相続人から遺言の効力が発生した旨の通知を受ける前に、変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合、変更後の保険金受取人に対する保険金の支払いを免れることになります。

（2）保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約においても、遺言による保険金受取人の変更が認められます。

ただし、この場合、原則として被保険者の同意がなければ、その効力は生じません（保険法第74条第1項本文）。

4. 保険金受取人の死亡

傷害疾病定額保険契約の保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となります（保険法第75条）。

しかし、給付事由発生前の相続人の保険金請求権は未確定の債権であるため、保険契約者は、新しい保険金受取人を改めて指定（変更）することができます。

保険契約者が保険金受取人を改めて指定しないまま給付事由が発生したときには、相続人の保険金請求権が確定することにより、相続人が保険金受取人となります。

保険金受取人の相続人が複数の場合、各相続人の保険金請求権の取得割合は「均等割合」と「法定相続割合」のいずれであるかは、保険法で明文化されていないため、保険約款の規定に委ねられています。

ただし、保険約款に規定がない場合は、分割債権に関する民法の規定（民法第427条）によって、均等割合となると解されます。

第3節 保険料積立金の払戻しと介入権制度

1. 保険料積立金の払戻し

(1) 保険料積立金とは

保険料積立金とは、長期の生命保険契約と傷害疾病定額保険契約において、受領した保険料のうち、将来の保険金支払いに充当するために積み立てられた金額のことをいいます。

例えば、長期の医療保険（終身型）では、本来であれば保険料は、被保険者の年齢とともに高くなるはずですが（自然保険料）が、実際には保険料は、保険料払込期間を通じて一定の額になるように定められています（平準保険料）。このため、保険期間の前半期間に余分に支払われた保険料部分は、後半期間の保険金支払いの財源として積み立てられます。保険料積立金は、後半期間に徐々に使用され、保険期間満了時にはゼロとなりますが、保険期間の途中で保険契約が終了したときには、保険契約者に払い戻されます。

このように長期の医療保険や介護保険などの傷害疾病定額保険では、保険料積立金が生じます。

（注）保険業法では、「保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。」（保険業法第116条第1項）と定められています。生命保険会社の責任準備金は、保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金および危険準備金で構成されています。損害保険会社の責任準備金は、普通責任準備金（保険料積立金、未経過保険料）、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金および契約者配当準備金等で構成されています。

(2) 保険料積立金の払戻し

保険料積立金のある傷害疾病定額保険契約では、次の事由により保険契約が終了した場合には、保険者は保険契約者に対し、契約終了時における保険料積立金を払い戻さなければなりません。ただし、保険者が保険金支払責任を負う場合には、保険料積立金は払い戻されません（保険法第92条）。

- ①被保険者または保険金受取人が故意または重大な過失により給付事由を発生させた場合、または戦争その他の変乱により給付事由が発生した場合
- ②責任開始前に保険契約者が契約を解除した場合、または被保険者の解除請求（離脱）に基づき保険契約者が契約を解除した場合
- ③危険増加により保険者が契約を解除した場合
- ④保険者の破産手続開始の決定を受けたことにより保険契約者が契約を解除した場合、またはその手続きをせずに契約が失効した場合

（注1）保険契約者の任意解除および一定の事由（保険法で定められた保険料積立金の払戻事由以外の事由）により、保険期間の途中で保険契約が終了した場合、保険者が保険契約者に支払うことを約束した金額のことを解約返れい金といいます。

解約返れい金は、通常、保険料積立金から解約控除を行って算出されますが、実務上は、解約返れい金額表によって、契約時から契約終了時までの経過期間に応じた解約返れい金額が明示されています。

なお、解約返れい金の支払いについては、保険法では定められておらず、保険約款の規定に委ねられています。解約返れい金のない保険商品や解約控除しない保険商品もあります。

（注2）保険料積立金の払戻しを請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します（保険法第95条第1項）。

2. 介入権制度

保険契約者が破産手続開始の決定を受けた場合や、保険契約者の債権者が解約返れい金を差し押さえた場合に、破産管財人や差押債権者等の解除権者が解約返れい金を取得するために契約を解除すれば、例えば、被保険者が高齢で再加入が困難な場合、保険契約者の親族等（保険金受取人）は、生活保障等を失うことになりかねません。一方、保険法で解除権者の契約解除権に制限を加えることは、解約返れい金請求権の金銭債権としての価値をなくし、債権者の利益を害することにもなります。

このため、保険法では、保険料積立金のある傷害疾病定額保険契約について、解除権者が解約返れい金を取得するために契約を解除した場合には、解除の効力の発生を1か月間遅らせ、その間に介入権者である保険金受取人が解約返れい金相当額を解除権者に支払えば、契約を存続させることができるという「介入権制度」が設けられています（保険法第89条～第91条）。

(1) 解除権者

保険契約者は、解約返れい金請求権を有し、いつでも契約を解除して解約返れい金を取得することができます。

また、保険契約者以外の者でも、次のような場合、解約返れい金を取得するために保険料積立金のある傷害疾病定額保険契約を解除することができ、これらの者のことを「解除権者」といいます（保険法第89条第1項）。

- ①保険契約者が破産手続開始の決定を受けたとき、破産管財人が解約返れい金請求権を現金化するため、契約を解除する場合
- ②差押債権者が、解約返れい金によって債権を回収するため、取立権に基づき契約を解除する場合
- ③質権者が、解約返れい金によって債権を回収するため、質権を実行して契約を解除する場合
- ④保険契約者が無資力で契約の解除権を行使しないとき、債権者が解約返れい金を代位請求するため、債権者代位権（民法第423条）に基づき契約を解除する場合

(2) 介入権者

保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者である者は、一定期間内（後記（3）参照）に解約返れい金相当額を解除権者に支払うことで、前記（1）の規定にかかわらず契約を存続させることができます。これらの者のことを「介入権者」といいます（保険法第89条第2項）。

(3) 契約解除の効力

解除権者が傷害疾病定額保険契約を解除した場合、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に、解除の効力が生じます（保険法第89条第1項）。

介入権者が、解除の通知日から1か月の間に保険契約者の同意を得て、解約返れい金相当額を解除権者に支払い、その旨を保険者に通知した場合、解除の効力は生じません（保険法第89条第2項）。この場合、保険者が解除権者に解約返れい金を支払ったものとみなされます（保険法第89条第3項）。これによって解除権者は、契約解除の効力が生じなくても事実上解約返れい金相当額を取得することができる一方、介入権者は契約を存続させることができ、保険事故が発生したときに保険金を受領することができます。

なお、介入権者が差押債権者に解約返れい金相当額の支払いを供託によって行った場合、保険者が供託によって差押債権者に解約返れい金を支払ったものとみなされます（保険法第90条第1項、第2項、第3項）。

(4) 保険事故が発生した場合

解除権者が保険者に傷害疾病定額保険契約の解除を通知してから1か月の間に、保険事故が発生した場合であっても、保険者は、解除権者に対して解約返れい金相当額を支払わなければなりません。この場合、保険者は、保険金受取人に対しては、保険金から解約返れい金相当額を控除した残額を支払うことになります（保険法第91条）。